

< 専門家派遣 >

ミャンマーの省エネ制度策定のワークショップ（第2次）をネピドーにて開催しました。

【事業概要】

一般財団法人省エネルギーセンターでは、経済産業省の委託を受けて、今年度のミャンマー向け事業を開始しています。事業の内容は、エネルギー管理士制度策定支援と E C ガイドライン導入支援です。



副局長挨拶



グループ A 討議



グループ B 討議



グループ C 討議

ミャンマーでは、2020年の省エネルギー法発効を目指して準備を進めています。省エネ法制定・発効に伴い、付帯する制度の整備についても並行して準備が進められています。その中で、エネルギー管理士制度や E C ガイドラインの制定について現地からの要請を受けて省エネルギーセンターが支援を行っています。

前回、9月の専門家派遣に引き続き、11月19日、20日ネピドーにて今期2回目のワークショップを開催し、省エネを管轄する工業省を中心に関係する政府関係者や産業団体から総勢27名が参加しました。本ワークショップでは、作業部会を電気、熱等3グループに分け草案の作成を行っています。

今年度は、更に1回の専門家派遣を行う予定で、今年度中に E C ガイドライン等の付帯制度草案の完成を目指します。

※判断基準（EC Guideline）：Energy Conservation Guideline.

エネルギーを使用し事業を行う事業者（企業）が、エネルギーの使用の合理化を適切かつ有効に実施するために必要な判断の基準となるべき事項を、経済産業大臣が定め、告示として公表したものを。